

質問第一二八号

教育のオンライン化についての政府の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月二十五日

打越 さく良

参議院議長 山東昭子 殿



## 教育のオンライン化についての政府の認識に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症拡大による休校等により、教育におけるオンライン学習環境の整備が急がれる。感染症の再拡大だけでなく、将来起こり得る災害等への備えとしても、児童生徒のオンライン学習環境の整備（端末の普及及び通信環境の整備）は急務である。特に受験や就職活動に直面する中学三年生、高校三年生への整備が急がれることに鑑み、以下質問する。

一 自治体におけるオンライン学習環境の整備状況と、今後の整備見込みについて把握しているか、把握しているならば、その内容を明らかにされたい。

二 入試について、推薦入試やAO入試のオンライン化促進のためには、高校・専修学校等における環境整備が重要であると考えるが、そうした環境整備の状況に関する調査は行われているか、明らかにされたい。

三 オンライン学習環境の整備について遅れが生じているとすれば、その理由をどのように分析しているか、明らかにされたい。

四 大学におけるオンライン学習環境の整備について、大部分の大学での対応は進んでいると思われるが、

一部支援を必要とする大学もあると思われる。大学におけるオンライン学習環境の整備状況について実態把握が必要であると考えますが、政府の認識はいかがか。

五 特に高校三年生、中学三年生を中心に、端末の普及・通信環境の整備等が自治体単位で進まない現状があるのであれば、例えば、国が全額補助を行ったり、あるいは国が必要な台数を買って供給したりするなど、国として、現在の状況に対し責任をもって対応すべきと考えますが、政府の認識はいかがか。

六 今後、本年九月までに、国の責任で、全ての高校三年生、中学三年生のオンライン学習環境の整備を行うことは可能か。また、そのための端末・通信機器について、企業等の現在の生産供給能力からみて、対応は可能か。

七 受験生世代のオンライン学習を支えるとともに、今後、受験や就職活動もオンライン化していくべきものと考えますが、政府の認識はいかがか。

右質問する。